

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	2
◎土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	8
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	8
告示	
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	9
○宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定 (漁港漁場課)	9
○公共測量の終了の通知(2件) (用地対策課)	9
○道路の供用開始 (道路課)	9
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則 <3・26掲示>	9
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則<〃>	10
高知県教育委員会告示	
◎高知県立高知公園の指定管理者の指定 (教育委員会事務局文化財課)	10

規則

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成22年3月31日
高知県知事 尾崎 正直
高知県規則第17号
高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則
高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成21年高知

県条例第86号)附則第1項第3号の規定に基づき、同号に掲げる規定(駐車場に係る部分に限る。)の施行の日は、平成22年5月1日とする。

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号
高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則(昭和24年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「200円」を「320円」に、

細菌培養検査		1件につき 440円 (知事が防疫上必要と認める場合 1件につき 220円)
抗酸菌薬剤感受性検査	3薬剤以下 (培地数は、無関係)	1件につき 1,600円
	4薬剤以上	1件につき 1,840円

を

細菌培養検査		1件につき 480円 (知事が防疫上必要があると認める場合 1件につき 240円)
抗酸菌薬剤感受性検査 (培地数は、無関係で、 4薬剤以上)		1件につき 2,400円

に、

1件につき 1,040円	1件につき 1,120円
1件につき 1,360円	1件につき 1,440円

1件につき 1,760円
1件につき 1,040円
1件につき 1,040円
1件につき 960円
1件につき 1,040円
1件につき 880円

1件につき 1,840円
1件につき 1,120円
1件につき 1,120円
1件につき 1,040円
1件につき 1,040円
1件につき 1,200円
1件につき 960円

を

に、

1件につき 440円	1件につき 420円
------------	------------

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第4条中「又は法」を「、法」に、「届出」を「届出又は法第26条の3の規定による心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報」に改める。

第21条第1項中「診断書は」を「診断書は、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第35条第2項第1号の医師の診断書を兼ねるものとして」に改める。

別表中「1,500,000円以下」を「1,470,000円以下」に、「1,500,001円以上」を「1,470,001円以上」に、「ただし、」を「ただし、入院に要した医療費の額又は」に改め、同表備考2中「端数が」を「端数を」に改め、同表備考3中「による保護」を「による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」に改める。

別記第3号様式中

事後の高知県精神医療審査会の意見	
------------------	--

を

事後審査委員会による審議結果	
----------------	--

に改め、同様式注2中「特定医師」を「特定医師の診察」に改める。

別記第15号様式中

生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記入してください。)	(陈述者 氏名) 続柄
--	-------------

を

生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記入してください。また、特定医師の診察による入院から移行した場合は、その特定医師の採った措置の妥当性)	
---	--

について記入してください。)

(陈述者 氏名)

続柄)

に改め、同様式注2中「特定医師」を「特定医師の診察」に改める。

別記第16号様式中

「医療保護入院の必要性（患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態ないと判断した理由について記入してください。また、特定医師の診察により入院した場合は、特定医師の採った措置の妥当性について記入してください。）

(陈述者 氏名) 続柄)

を

「医療保護入院の必要性（患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態ないと判断した理由について記入してください。また、特定医師の診察による入院から移行した場合は、その特定医師の採った措置の妥当性について記入してください。）

病状又は状態像の概要

に改め、同様式注2中「特定医師」を「特定医師の診察」に改める。

別記第17号様式中

保護者の同意により入院した年月日	年 月 日
------------------	-------

を

保護者の同意により 入院した年月日	年　月　日 (午前　・　午後　時)
----------------------	----------------------

に、

事後の高知県精神医 療審査会の意見

を

事後審査委員会によ る審議結果

に改め、同様式注2中「特定医師」を「特定医師の診察」に改め、同様式注10を同様式注11とし、同様式注9の次に次のように加える。

10 「事後審査委員会による審議結果」欄は、入院届として使用するときは、記入する必要は
ありません。

別記第18号様式中

事後の高知県精神医 療審査会の意見

を

事後審査委員会によ る審議結果

に改め、同様式注2中「特定医師」を「特定医師の診察」に改め、同様式注8を同様式注9とし、同様式注7の次に次のように加える。

8 「事後審査委員会による審議結果」欄は、入院届として使用するときは、記入する必要は
ありません。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第12条関係）

年　月　日

高知県知事 様

精神科病院の管理者



同意書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第33条第1項
の規定に基づき、次のとおり入
院させることについて同意します。

年　月　日

同意者 住 所

氏 名



生年月日

統 柄

職 業

保護者又は扶養義務者の別

精神障害者（又 はその疑いのあ る者）	住所			性別	男・女
	氏名		生年 月日		
入院する病院の 所在地					年　月　日
入院する病院の 名称					

別記第20号様式中「(2) 医療保護入院」を「(2) 措置入院」に改める。

別記第21号様式中

「
応急入院の必要性
(患者自身の病気に
対する理解の程度を
含め、任意入院が行
われる状態ないと
判断した理由につい
て記入してください。)
」

を

「
応急入院の必要性
(患者自身の病気に
対する理解の程度を
含め、任意入院が行
われる状態ないと
判断した理由につい
て記入してください。また、特定医師
の診察による入院か
ら移行した場合は、
その特定医師の採つ
た措置の妥当性につ
いて記入してください。)
」

に改める。

別記第22号様式中

「
事後の高知県精神医
療審査会の意見
」

を

「
事後審査委員会によ
る審議結果
」

に改め、同様式注7を同様式注8とし、同様式注6の次に次のように加える。

7 「事後審査委員会による審議結果」欄は、入院届として使用するときは、記入する必要は
ありません。

別記第23号様式中

「
1 要措置 2 措置不要
」

を

「
1 医療保護入院又は応急入院が必要 2 入院は不必要
」

に改める。

別記第24号様式を次のように改める。

第24号様式（第16条関係）

同意書

年　月　日

高知県知事 様

同意者 住 所

氏 名

㊞

生年月日

続 柄

保護者又は扶養義務者の別

次の者が、精神保健指定医の診察の結果、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項に規定する者であると判定されたときは、^{同項}_{同条第2項}の規定に基づき、その者を応急入院指定病院に移送することについて同意します。

精神障害者（又 はその疑いのある 者）	住所		性別	男・女
	氏名	生年 月日	年　月　日	

別記第25号様式注2中「特定医師」を「特定医師の診察」に改める。

別記第26号様式中「数ヶ月単位」を「数か月単位」に改め、同様式注2中「特定医師」を「特定医師の診察」に改める。

別記第30号様式を次のように改める。

第30号様式(第21条関係)

診断書(自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請用及び精神障害者保健福祉手帳申請用)

いざれか該当するものを○で囲んでください。			
(1) 自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請			
(2) 精神障害者保健福祉手帳申請			
(3) 自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の同時申請			
氏名		年月日生(歳)	男・女
住所			
1 病名 (ICDカテゴリーは、F00からF99までの範囲又はG40のいざれかを記入してください。)	(1) 主たる精神障害 ICDカテゴリー() (2) 従たる精神障害 ICDカテゴリー() (3) 身体合併症		
2 発病から現在までの病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等)	※精神障害者保健福祉手帳申請の場合にのみ記入 初診年月日 年 月 日 (主たる精神障害の初診日から6月以上経過していることが必要です。前医があり、その初診年月日が分かるときは、その日を記入してください。) (推定発病年月 年 月ごろ)		
3 現在の病状、状態像等(該当するものを○で囲んでください。)	(1) 抑うつ状態 ア 思考・運動抑制 イ 刺激性・興奮 ウ 憂うつ気分 エ その他() (2) 躁状態 ア 行為心迫 イ 多弁 ウ 感情高揚・刺激性 エ その他() (3) 幻覚妄想状態 ア 幻覚 イ 妄想 ウ その他() (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 ア 興奮 イ 昏迷 ウ 拒絶 エ その他() (5) 総合失調症等残遺状態 ア 自閉 イ 感情鈍麻 ウ 意欲の減退 エ その他() (6) 情動及び行動の障害 ア 爆発性 イ 暴力・衝動行為 ウ 多動 エ 食行動の異常 オ その他() (7) 不安及び不穏 ア 強度の不安・恐怖感 イ 強迫体験 ウ その他() (8) 痞れん及び意識障害 ア 痞れん イ 意識障害 ウ その他() (9) 精神作用物質の乱用及び依存 ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機溶剤 エ その他() (10) 知的障害 ア 知的障害(精神遅滞) (ア) 軽度 (イ) 中等度 (ウ) 重度 イ 認知症		
4 3の病状、状態像等の具体的程度、症状等			

※精神障害者保健福祉手帳申請の場合にのみ記入

- (8) 痞れん及び意識障害の項目で、その状態像が「てんかん」による場合は、次の発作のタイプのいざれかを○で囲み、その頻度を記入してください。
- (1) 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 回/月
 - (2) 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 回/月
 - (3) 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 回/年
 - (4) 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 回/年

※自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請の場合にのみ記入

- 5 現在の治療内容及び今後の治療方針
- (1) 投薬内容(薬剤名、用法、用量等)
 - (2) 精神療法等
ア 内容(通院精神療法、精神科デイケア、通院集団精神療法、精神科作業療法等について具体的に記入してください。)
 - イ 頻度 月に 回程度
 - (3) 訪問看護指示の有無 有・無
 - (4) 今後の治療方針

※精神障害者保健福祉手帳申請の場合にのみ記入

- 6 生活能力の状態(保護的環境ではなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して判定してください。)
- (1) 現在の生活環境
入院・入所(施設名)・在宅・その他()
 - (2) 日常生活能力の判定(該当するもののいざれかを○で囲んでください。)
 - ア 適切な食事摂取
自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - イ 身辺の清潔保持
自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - ウ 金銭管理及び買物
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - エ 通院及び服薬(要・不要)
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - オ 他人との意思伝達及び人間関係
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - カ 身辺の安全保障及び危機対応
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - キ 社会的手続及び公共施設の利用
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - ク 趣味及び娯楽への関心並びに文化的社会的活動への参加
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
 - (3) 日常生活能力の程度(該当するもののいざれかを○で囲んでください。)
 - ア 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
 - イ 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
 - ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
 - エ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
 - オ 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

7 現在の精神保健・障害福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、小規模作業所、訪問指導等)
8 備考
上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関 所在地 名称 電話番号 診療科担当科名 担当医師氏名 印 (自署又は記名押印)
※自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請の場合にのみ記入 「重度かつ継続(障害者自立支援法施行令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者をいう。)」に該当し、ICDカテゴリーがF40からF99までの範囲で診断した場合は、次のいずれかを○で囲んでください。 (1) 精神保健指定医 (2) 精神医療に3年以上従事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則（昭和25年高知県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「経営体育成基盤整備事業」を「経営体育成基盤整備事業（区画整理事業に限る。）」に改め、「（地域開発関連整備事業については、事業費の100分の20）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号から第11号までを削り、同項第12号中「中山間地域総合整備事業」を「県営中山間地域総合整備事業」に改め、同号を同項第2号とし、同項第13号及び同条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成21年度分の事業から適用する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

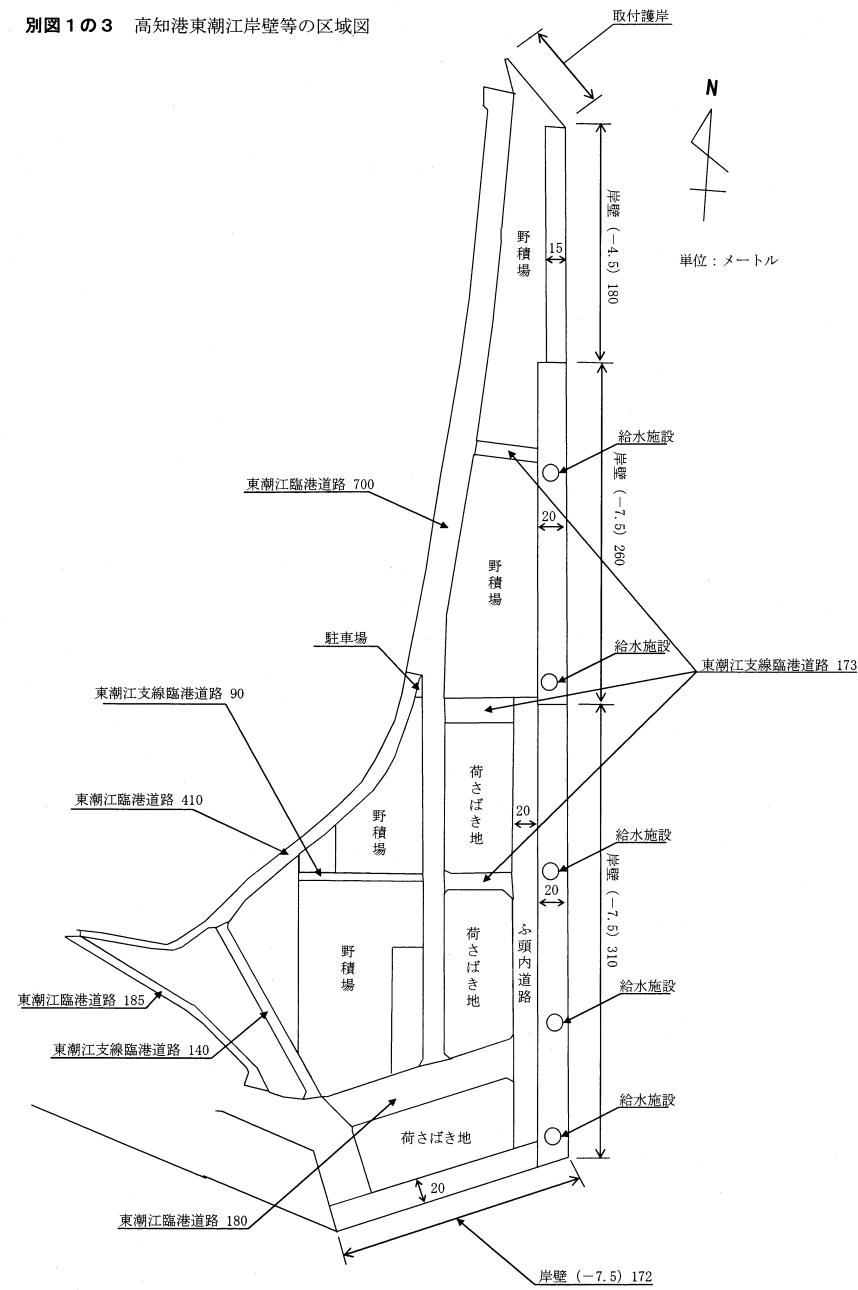
高知県規則第21号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図1の3を次のように改める。

別図1の3 高知港東潮江岸壁等の区域図



附 則
この規則は、平成22年5月1日から施行する。

告 示

高知県告示第179号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

幡多郡黒潮町拳ノ川字カゲンバタ303、2214の1から2214の4まで、2217の1から2217の3まで、字アセリヨリ2261の1、2261の2、2263の1から2263の3まで、字嵐山2212の1、2212の2、字勇山2213の8、字泉ヶ谷2218の2から2218の5まで、2222の2から2222の4まで、字畠崎2317の2から2317の4まで、字大龜ス645、646、2254、字大バイ2389の2、2389の4、2390の2、2390の3、字案山子谷2329の2、字笠松ノ下2342の2、2342の3、字カタワラ2234の1から2234の3まで、2235、字川原田2298、2299の1、2299の2、字北ヲンヂ2308の2、字キビシリ2346の2から2346の6まで、2347の2、字キリモ々2282の1、2282の2、字口流田1130、1131、2312の2、字小坂山2226、2227、字小谷2224の2、字コバサコ2326の2、字コバノ川2372の2から2372の15まで、字コハノキ2373の2、2373の3、2376の2、字才原田2265のロ、字下道ノ路2345の2、2345の3、字下ヤナギダニ2245の2、字正後庵2366の1、2366の2、2367の1、2367の51、字城ヶ谷2300、2302の1から2302の3まで、2304、2305の1から2305の3まで、字瀧山2296の1、2296の2、字竹ノ本2284の1、字タノタニロ2271の1から2271の6まで、2272の1、2272の2、字ツヅラ谷2393の3、2393の4、2395の2、2395の3、字ツバイゲ2331の2から2331の7まで、字出合口2229の1、2230、字手水石2247の2、字寺中2354、2355、2357、2358の1から2358の3まで、2359、2360、字ナカサコ2318の2、2318の3、字長瀬2195の20、字中谷2253の2、2253の3、字西ノ路山2294の41、2294の54、2294の55、字入道2348の2、2348の3、2350の2から2350の8まで、字墓ノ切2239の1、2239の2、字長谷2377の2から2377の6まで、2378の2、字東谷ノ上2268の1から2268の4まで、字東長谷2379の2から2379の4まで、字ヒキガフチ2250の2、字ヒノキクイ2197の1、2197の3、字冬越2320、字マツカサコ781、字道ノヂ2343の2から2343の8まで、2344の2から2344の5まで、字南山2398、2400の1、2400の2、字宮ヶ谷503、字ムタニロ2257の1、2257の2、字メガラダニ2328の2、字モチダ2259の1から2259の3まで、2260、字森四郎2287の1・2289の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2286の1

から2286の18まで、2287の2から2287の7まで、2289の2、2289の3、字森四郎セイモト911、912、2290の1から2290の3まで、2291の1から2291の3まで、2292の1から2292の8まで、2293の1から2293の4まで、字柳サコ2370の1から2370の5まで、字山ノ谷2225の2から2225の4まで、字山本屋敷2202、2204、2205の1、2206から2210まで、2211のイ、字ヤライ山2363の1、2363の16から2363の21まで、字ヨコボキ1936の2、字ヲンヂ2258の1から2258の6まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第180号

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第32条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第36条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市横浜1814番地1

高知県漁業協同組合

3 指定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県告示第181号

高知県土地改良事業団体連合会長から平成21年12月高知県告示第702号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成22年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第182号

高知県土地改良事業団体連合会長から平成21年12月高知県告示

第735号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成22年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 高知南環状

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町字大中ズカ4426番1から		
吾川郡いの町字草井谷6851番42まで	752	平成22年3月31日

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

高知県公安委員会規則第2号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「地域課」を「地域課 通信指令課」に改める。

第6条の2第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第10条第1項に次の1号を加える。

（7）警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

第12条第1項第8号を削り、同条第2項中「、通信指令室」を削り、同条第3項中「通信指令室、」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（通信指令課）

第12条の2 通信指令課においては、警察通信指令に関する事務をつかさどる。

第36条第4号及び第37条第4号中「及び主幹」を「、主幹及び専門員」に改める。

第38条第1号オ中「企画課に」を「企画課に取調べ監督室長、」に改め、「、取調べ監督室長」を削り、同条第2号イ中「通信指令室長、」及び「、通信指令官」を削り、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 通信指令課に通信指令指導官及び通信指令官

第38条第4号ア中「交通事故分析官」を「交通事故分析・統計官」に改め、同条第5号ア中「警備調査官」を「警備調査官、警備管理官」に改める。

第43条第1項及び第7項中「主幹」を「主幹及び専門員」に改める。

第46条の2第1項中「被害者支援室長」を「取調べ監督室長には警視を、被害者支援室長」に改め、「、取調べ監督室長」を削り、同条第2項中「被害者支援室長」を「取調べ監督室長」に、「犯罪被害者支援」を「被疑者取調べの監督」に改め、同条第3項中「機構改革推進室長」を「被害者支援室長」に、「警察行政の機構改革の推進に関する企画、立案及び総合調整」を「犯罪被害者支援」に改め、同条第4項中「取調べ監督室長」を「機構改革推進室長」に、「被疑者取調べの監督」を「警察行政の機構改革の推進に関する企画、立案及び総合調整」に改める。

第48条第1項中「又は警部補」を「若しくは警部補又はこれら」に改める。

第52条第1項中「通信指令室長及び」及び「通信指令官及び」を削り、同条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、第7項を削り、第8項を第6項とし、同条の次に次の1条を加える。

(通信指令課の職)

第52条の2 通信指令指導官及び通信指令官には、警部をもって充てる。

2 通信指令指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警察通信指令に関する企画、指導及び教養に関する事務並びに特定の事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

3 通信指令官は、上司の命を受け、担当する警察通信指令業務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

第60条第1項及び第7項中「交通事故分析官」を「交通事故分析・統計官」に改める。

第64条第1項中「警視を、」を「警視を、警備管理官及び」に改め、同条第2項中「警備情報の総合、分析及び検討の」を「警備警察の総合的な企画及び運営に関する」に改め、同条第3項中「外事情報に」を「課の所掌事務のうち、外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係る警備情報に」に改め、同項を同条

第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 警備管理官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警備情報(外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るもの)に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第65条の2第1項中「又は警部補」を「若しくは警部補又はこれら」に改める。

第69条第3項中「生活安全部地域課」を「生活安全部地域課及び通信指令課」に改め、同条第4項中「交通部の所掌する事務」を「交通部」に改め、同条第5項中「生活安全部地域課並びに交通部及び」を「生活安全部地域課及び通信指令課、交通部並びに」に改める。

第71条中「主幹」を「主幹、専門員」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

#### 高知県公安委員会規則第3号

##### 高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和50年高知県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1香南の項中「5」を「4」に改め、同表計の項中「91」を「90」に改める。

別表第2の4 安芸警察署の表安芸警察署所在地の項中「川北甲の一部(上島 中田 新町 片町 栄町 久保田南 西ノ島)」を「川北甲」に改め、同表安芸警察署伊尾木駐在所の項中「安芸市伊尾木686番地9」を「安芸市伊尾木172番地5」に改め、「川北甲の一部(加増家 東ノ岡 西ノ岡 中村 前島 久保田北 清水寺岡)」を削る。

別表第2の5 香南警察署の表香南警察署所在地の項中「大谷 西佐古 東佐古 母代寺 父養寺 深渕」を「上岡 下井 本村 兎田 中山田 新宮 みどり野一丁目 みどり野二丁目 みどり野三丁目 みどり野四丁目 みどり野東一丁目 みどり野東二丁目 みどり野東三丁目」に改め、同表中

|              |                        |                                 |
|--------------|------------------------|---------------------------------|
| 香南警察署野市東部駐在所 | 香南市野市町のうち<br>みどり野三丁    | 香南市野市町のうち<br>みどり野二丁目<br>みどり野一丁目 |
| 香南警察署野市北部駐在所 | 香南市野市町のうち<br>西野 634番地6 | 香南市野市町のうち<br>西野 上岡 下井           |

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 目2番地1        | り野東一丁目 みどり野東二丁目<br>みどり野東三丁目 |
| 香南警察署野市北部駐在所 | 香南市野市町のうち<br>西野 上岡 下井       |

を

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 香南警察署のいち駐在所 | 香南市野市町のうち<br>西野 大谷 西佐古 東佐古 母代寺 父養寺 深渕 |
|-------------|---------------------------------------|

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 教育委員会告示

##### 高知県教育委員会告示第8号

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第29条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、次のとおり告示する。

平成22年3月31日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

1 施設の名称

高知県立高知公園

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市仁井田4563番地1

入交グループ高知公園管理組合

3 指定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで